

令和 7 年度 第 2 回庁議要旨

日時：令和 7 年 4 月 1 8 日（金）

午前 9 時～午前 9 時 3 0 分

会場：庁議室

[審議事項]

1 新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の廃止について（保健福祉部）

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の死亡、重篤な傷病を負った方又は、主たる生計維持者の事業収入が減少した方を対象に、令和元年度から令和 4 年度の保険料で、令和 2 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に到来する納期においては、石巻市介護保険条例の規定によらず、別途減免条例を定め、適用していた。

本条例による適用期間が経過し、また、介護保険料を更正できる 2 年の期間が経過することから、当該条例を廃止するもの。

(1) 主な内容

新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例を廃止するもの。

(2) 今後の予定

令和 7 年 6 月 市議会第 2 回定例会に新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の廃止について提案（公布の日から施行）

[報告事項]

1 職員の仕事と育児の両立支援のための部分休業制度の拡充等について（総務部）

少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中、誰もが年齢や性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっている。

人事院は、令和 6 年 5 月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を進めるため、令和 6 年 8 月 8 日、内閣及び国会に対して、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行い、令和 6 年 1 2 月に「国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が可決・成立されたところである。

本市において、令和 7 年 1 0 月 1 日施行（一部に令和 7 年 7 月 1 日施行を含む。）の「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴う部分休業制度の拡充について必要な措置を講じるほか、国家公務員における対応等を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度に関する周知の強化等を行うことにより、市職員の仕事と育児の両立を支援するもの。

(1) 主な内容

ア 部分休業の取得形態の追加（選択制）

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務し

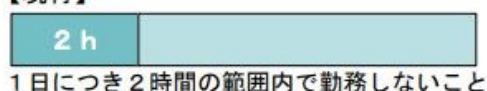
ないこととできる制度で、改正法では、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態（第1号部分休業）に加え、1年につき10日を超えない範囲内の形態（第2号部分休業）を新たに設けることとし、職員はいずれかの形態を1年単位（毎年4月1日から翌年3月31日まで）で選択可能とする。

条例で定める特別の事情（配偶者が負傷又は疾病により入院したこと等）が生じた場合は、形態の変更を可能とする。

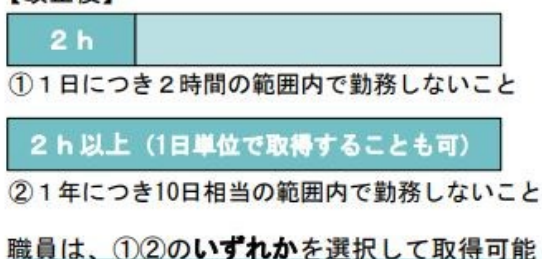
なお、現行の部分休業に該当する「第1号部分休業」については、取得可能時間帯を拡充し、現行の勤務時間の始め又は終わり以外も可能とする。また、新設される「第2号部分休業」については、1年につき請求できる上限を1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とし、1日又は1時間を単位に請求可能とする。

【取得例】

【現行】



【改正後】



イ 非常勤職員の部分休業に係る対象年齢の拡大

部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、現行の「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」に拡大する。

ウ 仕事と育児の両立支援制度に係る情報提供等

3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供を行うほか、当該両立支援制度等の利用に係る意向確認を行う。

エ 改正が必要となる条例

- ① 石巻市職員の育児休業等に関する条例
- ② 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(2) 今後の予定

令和7年6月 市議会第2回定例会に、石巻市職員の育児休業等に関する条例及び石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和7年10月1日)

2 個人住民税における個人所得課税等の見直しについて（総務部）

令和7年度地方税制改正により、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、個人住民税では、給与所得控除の最低保障額の引上げ、特定親族特別控除の創設及び軽自動車税種別割の標準税率の区分が見直され、固定資産税では、固定資産税減額の特例措置について新たな規定が創設されるなど、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律」の一部が改正された。

関係法令の改正に合わせて関係例規の見直しを行ったもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市市税条例関係

① 個人住民税関係

(ア) 給与所得控除の最低保障額引上げ

最低保障額を 65 万円に引上げる（改正前：55 万円）。

(イ) 特定親族特別控除の創設

控除対象となる大学生年代（19 歳以上 23 歳未満）の子等の合計所得要件を拡大し、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入する。

子等の合計所得要件	控除額
合計所得金額 95 万円以下	45 万円
合計所得金額 95 万円超 123 万円以下	3 万円 ～ 41 万円
合計所得金額 123 万円超	0 万円

(ウ) 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直し

原動機付自転車のうち、二輪のもので、排気量が 125 cc 以下かつ最高出力 4 kw 以下のものに係る種別割を新設し、税率を 2,000 円とする。

② 固定資産税関係

長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに対して行っている固定資産税減額の特例措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、特例措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、特例措置を適用できる規定を新設する。

イ 石巻市都市計画税条例

わがまち特例制度における条例で定める課税標準の特例割合について、引用条項を改める。

ウ 石巻市市税特別措置条例

離島地域における固定資産税の課税免除及び原発立地地域における不均一課税について、条文を整理する。

(2) 今後の予定

石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例並びに石巻市市税特別措置条例の一部改正の専決処分（令和 7 年 3 月 31 日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

3 石巻市危険ブロック塀除却等事業における加算金の交付対象範囲の拡充について（建設部）

本市では、道路に面するブロック塀等の倒壊による事故の未然防止と通行人の安全確保のため、危険なブロック塀等の除却を促すことを目的に、平成 31 年 4 月から危険ブロック塀の除却に要する費用を補助する「石巻市危険ブロック塀除却等事業」を実施してきた。

また、当該事業では、宮城県が実施する「宮城県小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業」による補助を活用し、スクールゾーン内の危険ブロック塀等の除却に対する補助金の加算も行っている。

令和7年3月に宮城県が補助金交付要綱を改正し、「スクールゾーン内のブロック塀等の除却」に限定していた加算金の交付対象範囲が「通学路又は避難路に面したブロック塀等の除却」に拡充された。

県の補助金交付要綱の改正に合わせ、本市においても加算金の交付対象範囲を拡充したものの。

(1) 主な内容

【加算金の交付対象範囲の拡大】

加算金の交付要件から、スクールゾーン内のブロック塀等に限定する要件を削除した。

なお、石巻市耐震改修促進計画において、全ての道路を避難路として位置付ける本市では、要綱改正に伴い、市内全域の道路に面するブロック塀等の除却が加算金の交付対象となる。

改正点	改正後	改正前
加算金の交付対象	補助金の交付対象となるブロック塀等で、かつ、 <u>市が行うブロック塀等危険度判定基準による判定調査の結果、要改善又は緊急改善と判定されたものである場合</u>	補助金の交付対象となるブロック塀等で、かつ、 <u>スクールゾーン内のブロック塀等（市が行うブロック塀等危険度判定基準による判定調査の結果、要改善又は緊急改善と判定されたものに限る。）</u> である場合

※スクールゾーン：小学校を中心とした概ね半径500m以内の区域。

(2) 今後の予定

なし

4 石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業の補助金交付限度額等の見直しについて（建設部）

本市では、大規模な地震による木造住宅の被害を減少させるため、平成17年4月に「石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱」を制定し、市内の木造住宅所有者が耐震改修工事を実施する場合の費用の補助を行っている。

住宅・建築物の耐震化の促進と、近年の物価及び人件費高騰の状況をふまえ、耐震改修工事に係る補助金交付限度額等を見直すため、国及び県は交付金や補助金の交付要綱を改正した。

国の交付金及び県の補助金交付要綱の改正に合わせ、本市においても補助金交付要綱を改正し、耐震改修工事に係る補助金交付限度額等を見直したものの。

(1) 主な内容

【耐震改修工事に係る補助金の交付限度額及び加算額補助率の変更】

改正点	改正後	改正前
補助金の交付限度額	補助対象事業に係る費用の5分の4以内。 ただし、補助対象事業に係る費用が <u>1,437,500円</u> を超える場合は <u>1,150,000円</u> 。	補助対象事業に係る費用の5分の4以内。 ただし、補助対象事業に係る費用が <u>1,250,000円</u> を超える場合は <u>1,000,000円</u> 。
加算額補助率（その他改修工事を行う場合又は建替工事を行う場合）	耐震改修工事に要する費用の <u>115分の8</u> 以内。 ただし、加算する額は上限100,000円。	耐震改修工事に要する費用の <u>25分の2</u> 以内。 ただし、加算する額は上限100,000円。

(2) 今後の予定

なし

【その他】

- ・任期満了に伴う御挨拶（齋藤市長）

以上